

通行禁止道路通行許可申請書の記入について

本山佛光寺前、高辻通は大型車両の通行規制が有りますので、下京署に通行許可申請書を提出する必要があります。申請は佛光寺で行いますので、提出書類A～Cを参拝日の10日前までにメールもしくは郵送してください。

提出書類

- A 通行禁止道路通行許可申請書
- B 運転手の免許証の写し
- C バスの車検証の写し

※B Cの有効期限に注意してください。参拝当日有効期限が切れていると受理されません。

「A 通行禁止道路通行許可申請書」の記入について

- ① 「年 月 日」は申請日になるので記入しないでください。
- ② 「主たる運転者」の住所と氏名は、当日の運転手の免許証（提出書類B）の住所氏名
- ③ 番号標に表示されている番号 車検証（提出書類C）記載のナンバープレート番号
- ④ 「運転の期間」は、参拝日を記入し、時間は、
午前： 8時 ～ 14時
午後： 12時 ～ 18時 でお願ひします。
- ⑤ 枠外に右下に団体名（寺院名）、会社名、FAX番号を記入してください。

※ABCの書類はPDFファイルでメール、若しくは郵送で提出してください。

e-mail : dansan@bukkoji.or.jp

※書類を提出していただいてから、許可証を⑤のFAX番号で送信します。

※烏丸通を北から南下し、高辻通り手前で警備員の指示に従い本山に進入してください。

※進入は烏丸通から高辻通、本山で乗降後、高辻通から河原町通に進んでください。

※佛光寺境内に進入する時間は指定させていただく場合があります。

※境内は乗降のみとなります。法要中は駐車ができないので待機場所の確保をお願いします。

通行禁止道路通行許可申請書

① 令和5年5月 日

京都府下京警察署長 殿

住所 京都市下京区高倉通仏光寺下る新開町397

申請者

氏名 真宗佛光寺派宗務所

宗務総長 八木 浄顯

住所

② 主たる運転者

氏名

車両の種類	大型観光バス	番号標に表示されている番号	③
運転の期間	④ 令和5年5月 日 時から 令和5年5月 日 時まで		
通行しようとする通行禁止道路の区間	高辻通（烏丸通～佛光寺～河原町通）河原町通（佛光寺～五条）		
やむを得ない理由	高齢者団体参拝危険防止のため		

第 号

通行禁止道路通行許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条件	1.許可を受けた目的又は理由以外に使用しないこと。 2.許可証の有効期間が経過したときは速やかに返納すること。 3.通行禁止区間を通行するときは、許可証を携帯し他人に貸与したりしないこと。 4.許可条件に違反したときは許可を取り消すこと。 5.その他現場警察官の指示に従うこと。
----	---

年 月 日

京 都 府

警 察 署 長



⑤ 団体名： _____

会社名： _____

FAX： _____